

第13回西和賀町議会臨時会

令和7年2月18日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第13回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番、高橋敏樹君、6番、唐仁原俊博君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

続いて、日程第3、諸報告を行います。本日の臨時会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、柳沢里美。総務課長、吉田博樹。企画財政課長、高橋光世。観光商工課長、真壁一男。建設水道課長、佐藤太郎。

農林課長、吉田祐康。健康福祉課長、新田由香里。病院事務長、東清彦。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。学務課長、照井哲。

この際、併せて議事運営補助員として私、議会事務局長、小林英介、主査、刈田真理子、主任、佐々木大和が従事しますので、お知らせをします。

以上です。

議長 これで諸報告を終わります。

続いて、日程第4、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第8号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日の臨時会、よろしく願いいたします。

ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第8号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、国の総合経済対策において、低所得世帯支援枠の追加的拡大、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付を受けて、新たな行政施策、需要等について予算の調整を早急に行う必要が生じたことなど、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年1月20日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出

予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,242万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,844万6,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。

7ページを御覧ください。2款1項8目自治振興費、豪雪地帯安全確保事業については、今年度から実施している高齢者世帯等雪下ろし費用助成金などにおいて減額が見込まれることから、除雪ボランティアや地域づくり組織へ貸与することを目的とする除雪機2台の購入費を増額するものです。

3款以降は、国の総合経済対策に関連する予算であります。3款1項1目社会総務福祉費、介護事業所等物価高騰対策支援事業1,250万円の増額は、物価高騰の影響を受けている介護、福祉、医療事業所等の負担軽減を図り、適切で質の高いサービスの安定的な提供を維持するため、介護事業所等に対し給付金を給付するものであります。住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業については、給付金システム改修業務委託料17万8,000円を増額するものです。

6款1項4目畜産業費、畜産飼料価格高騰緊急対策事業427万2,000円の増額は、物価高騰により生産資材及び飼料価格が高騰している状況にあり、特に畜産業において影響が続いていることから、畜産農家に対し補助金を交付し、負担軽減を図るものです。

7款1項2目商工振興費、エネルギー価格高騰緊急支援給付金1,200万円の増額は、エネルギー

価格高騰により冬期間の事業運営に影響があった中小企業者への支援として給付金を給付するものです。

10款5項3目学校給食費、総合給食センター管理運営費については、給食材料費においても物価高騰の影響を受けていることから、今後不足が見込まれる43万2,000円を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。16款2項1目1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、追加交付分3,400万8,000円を増額するもので、今回の補正予算の財源に加え、12月定例議会で議決いただいた令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）において予算化された住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業及び学校給食費、給食材料費の一部にも充当されるものであります。

20款1項1目基金繰入金、財政調整基金については、158万1,000円を減額し、財源調整を行うものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑に当たっては3回制限がありますので、ご留意ください。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私、歳出の7ページの高齢者世帯の雪下ろしのほうに減額があって、除雪機の購入ということだったのですけれども、この除雪機購入はもともと申込みとかあったところへの除雪機の購入なのかという点が1つと、あと下の畜産飼料価格高騰対策、畜産農家というふうな説明があったのですけれども、畜産農家、酪農家、和牛農家等々あるのですけれども、畜産農家の対象について教えていただきたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

除雪機 2 台につきましては、除雪ボランティアや地域づくり組織へ貸与することを目的とするものでありまして、自治組織のほうからの申出があったものではございません。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

畜産業費で畜産飼料価格高騰緊急対策事業についてご説明をしたいと思います。畜産農家の対象ということでございますけれども、対象については町内の乳牛、繁殖、それから肥育、そして羊、あと養鶏ということで畜産業の対象者を拾って交付をいたしたいということで考えております。JAさんを介して事業を行う予定でございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8 番 それで、除雪機については、具体的にその 2 台はどこが管理するというようなことになるかという点と、あと畜産農家への飼料価格、この金額については、JAさんを通してということだったのですけれども、差額については算定においてはどのような基準で算定されたのかについてお伺いします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

除雪機械 2 台、今回導入する予定でございますが、その 2 台の除雪機械につきましては、集落支援センターなどではちょっと保管場所を確保することができないため、湯田庁舎と沢内庁舎それぞれ 1 台ずつ、取りあえず庁舎において管理をするということにしております。

議長 農林課長。

農林課長 飼料価格高騰の補助金について、算定基準ということでお答えをしたいと思います。

今回は、直接生産者側と取引のある JA さんからの情報に基づきまして、また近隣市町村で実施している物価高騰対策及び今回県も実施するのですけれども、実施する物価高騰対策事業

を参考に協議しております。

またあと、県の交付金がない部分については、実際に飼育されている方々から幾らぐらい飼料価格がかかっているかというのを実態調査をした上で算定額の基準をつくっております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 8 ページの 7 款商工費でのエネルギー価格高騰対策事業ですけれども、具体的にどのような業種と、それから想定される事業者数はどのぐらいあるのかということ、そしてエネルギー高騰という中身が光熱費的なものなのか、製造など、そういうことがどういうふうに想定されているか教えていただきたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

今回の事業につきましては、昨今のエネルギー価格高騰により冬期間の事業運営に影響があった中小企業者及び個人事業主へ支援金を給付するというものでございまして、対象者といたしましては、中小企業基本法第 2 条第 1 項に掲げる者ということとしております。

対象要件につきましては、令和 6 年 12 月から令和 7 年 3 月までの間に支払ったエネルギー価格と前年度の任意の同月を比較して増減があった光熱費と燃料費を対象にというふうに考えております。

事業者の想定戸数といたしましては、令和元年度のセンサスでいきますと 350 ほど事業者があるのですが、まず過去の平均を取りまして大体 60 者ほどというふうに見込みながら、法人については上限額を 30 万円、個人につきましては上限額を 15 万円ということで算定をしたものでございます。

以上です。

議長 真嶋実君。

2 番 一応確認ですけれども、そうすると業種という想定は特にしていないという形で、法律に対象になる範囲でということでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、中小企業基本法に定めのある業種ということにしております。

ただし、農業につきましては、まず経営所得安定交付金等のそういう策が講じられておりますので、対象からは外しているというものでございます。

以上です。

議長 中村ひとみ君。

4 番 同じく 8 ページの今の交付金の件なのですけれども、こちらの受付開始はいつからで、あと記載は広報か何かにされるのかを教えてくださいいただけますか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

申請につきましては、令和 7 年の 4 月 1 日からというふうに考えておりますし、広報につきましては、この年度中に十分な形で広報ですとかホームページですとか、まずあらゆる形の告知を考えて行いたいと思っております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 先ほどの除雪機に関してですけれども、湯田庁舎、沢内庁舎に置くということですが、実際に使うときにそこから運ぶのは、もう各地域づくり組織とかがやってくださいねという形なのでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 現状そういう今議員ご質問のようなことで想定してございます。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 運べるトラック、誰かは持っているだろうという、そういう想定でということでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 町のほうで今そこまでの手当てをまだ現状ではしてございませんので、結論とすれば、今議員がおっしゃったような想定でいるところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

3 回制限ありますから、よろしく申し上げます。

6 番 まず運用してみて、必要ならまた検討するということがあると考えていいでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 必要に応じて、そのような検討も対応してまいりたいと思っております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 6 年度西和賀町一般会計補正予算（第 8 号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第 5、承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 6 年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第 4 号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 6 年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第 4 号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、透視診断を行う X 線テレビシステムが故障により使用ができない状況となり、年数も経過していることから修繕も不可能

であることに伴い、機器の更新に緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年1月29日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1 ページを御覧ください。第1条では、「令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる」とし、第2条においては予算第12条に債務負担行為を定めるもので、その内容については、事項をX線テレビシステム購入、期間を令和6年度から7年度、限度額を3,135万円とするものです。第3条では、重要な資産の取得にX線テレビシステム一式を追加するものです。

2 ページには、債務負担行為に関する調書を掲載しております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

刈田敏君。

11番 X線テレビシステムというのがどのような形で使われているのかも少し説明お願いしたいと思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

X線テレビシステム、いわゆる透視の器械になりますので、胃ろうの造設等の際にそれを見ながら処置したりとか、あとは整形外科等で関節等に注射する際にその映像を見ながら使用するということになります。あとは、ほかには大腸ファイバー、大腸検査の際にも使用いたします。

使用回数にすれば、統計を取っている部分では年間約100件弱なのですが、統計以外のものでもそのような用途に、例えば飲み込みの状況を確認するとか、そういうのに使用され

ているという状況になります。

議長 高橋宏君。

8番 同じく、このシステムというか器械についてですけれども、器械ですので、耐用年数等あったと思うのですが、当初予想できないようなものであったのでしょうかという点で。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

現在使用していた機種については、平成24年に購入したのになります。購入から約13年ほど経過しておりまして、通常医療機器は8年程度が交換の目安というふうに一般的には言われていまして、その年数を経過すると、メーカーのほうでも部品等の製造をしなくなるというのが通常になっております。

現在使用しておりました機器についても、修繕等しながら使用はしてきましたけれども、いよいよ今回補正でお願いしておりますが、当初は来年度予算でお願いをする予定をしておったものなのですが、もう使用ができなくなってしまったということで、患者さんのほうにも処置をするためにほかの病院に紹介して、処置してからまた戻ってきていただくとか、そのような対応が生じてしまうことになってしまうので、早急に手続等取りたいということで今回お願いしたのになります。

議長 高橋宏君。

8番 医療に関わるものですので、当然すぐに対応しなければいけないというのは理解します。

病院で使われている器具、ほかに耐用年数過ぎていたものが現在使用されていて、こういうことが起こり得るというような状況にあるのかという点について少しお伺いしたいのですけれども。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

器械備品等については、備品管理台帳で管理をしてございます。ある程度、実際に使っている各部署のほうから、年数等の経過の部分も含

めまして予算、修繕等必要あるものということで毎年予算前に確認をしております。

医療機器故障も多いので、優先順位等決めるのになかなか難しいところもありますけれども、まず一応各部署で管理をしてもらって、やっぱりどうしても交換が必要だと、更新が必要だというものについては、病院のほうの管理会議のほうで審議して、予算要求をしているというふうな状況になります。

いずれ備品の台帳等では管理はしているというような状況になります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第4号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第1号 温泉用深井戸水中ポンプの取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 温泉用深井戸水中ポンプの取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法

第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、取得する財産、温泉用深井戸水中ポンプ及び附属品。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、1,001万円。

4、契約の相手方、青森県青森市妙見2丁目8番8号、株式会社東北ポンプシステム販売、代表取締役、笹森明人。

参考までに、納期は令和7年3月28日、見積り徴収業者は町外1者であります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 12月議会でも、源泉の揚湯ポンプということは予備ポンプというということで同じ値段で購入していると思うのですが、今回はどこに使用するということでの取得なのか、お伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、今回購入するポンプですが、予備ポンプということで、この取得以前は令和5年の12月にポンプを1台購入しておりまして、こちらが令和6年10月に沢内バーデンのほうで故障したものですので、その交換に使用したということでございます。それで予備ポンプはなくなってしまっている状態ですので、今回また改めまして令和7年、今まさに購入契約を結びたいというものでございます。

使用につきましては、予備ポンプということで、こちらはほつとゆだ、沢内バーデン両方に使えるような形になっておりますので、その故

障に備えるというものでございます。

以上です。

(何事かの声)

観光商工課長 失礼しました。12月補正予算で予算措置されているものでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 このポンプですけれども、1 者の見積りということなのですから、これしかないということなのか、その辺説明願います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

今回購入しようとするポンプですが、グルンドフォス社製という海外メーカーでございますが、温泉用深井戸水中ポンプということで、オールステンレススチール製の仕様でございます。様々な温泉の泉質及び高温に適した製品であるというものでございます。鋳造製のポンプと比べ、経年劣化が少なく、ポンプ効率の低下が抑えられ、電気代の節約も期待できるというポンプでございます。

このポンプを取り扱っている業者ということですが、まず製造メーカーから見積りの提出ですとか契約の締結を含む受領の権限等移譲されている特定の者でなければ、納入することがまずできないというものになっておりまして、今回契約相手方としたいと思っております株式会社東北ポンプシステム販売は、グルンドフォス社の東北で唯一の代理人ということになっておりますので、こちらの1 者ということでお願いしたいと思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 1 者しかないということで、それを使用するのですけれども、この先考えるとなかなか大変なのかなと思いますけれども、このポンプでなければいけないということに関しての、ほかに調査とか検討とかなされているのか、その点伺います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

これまでの経過といたしまして、まず令和2年あたりからバーデンですとかほっとゆだ、同型のポンプを使用しております。まず、耐用年数というか、大体5年から6年と言われる水中ポンプの中にあつて、温泉で利用すると、まず3年ほど高温の場合によって、あとは地質とかそういう水質、成分によってですけれども、ポンプの耐用年数というのは異なっておりますので、場合によっては1年のところもあれば、2年のそういう源泉もあるという、その中であつて経過を調べてみますと、グルンドフォス社製のステンレスのポンプにつきましては大体4年耐用しながら今に至っているという形で、まず大変泉質良好、沢内バーデン、ほっとゆだの泉質、地層という、そういう源泉に合ったポンプであるというふうに理解してのものでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 理解はするのですけれども、そのほかでの調査等をしたことがあるかということについてお答えいただきたいと思います。

やはり町内の温泉ポンプ、いろんな形であるのですけれども、最終的には住民の方々が今のままで使用してもらうというの一番いいと思うのですけれども、財政的にやっぱりもうちょっと現在ですからいろいろな方法もあると思うのですけれども、その辺やっていかないと不便を起こす可能性というのあると思うのですけれども、その辺検討されたのか、その辺をお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、このポンプの使用につきましては、沢内バーデンとほっとゆだの2か所ということになりますので、口径的な部分ですとか、あとは揚湯する深さですとか温度ですとか、様々な面でこのポンプがやっぱり最良であると

いうふうに捉えての購入ということにしており
ます。

ほかのポンプとなかなか比べることが
難しいと思いますけれども、まずやっぱり口径
に合わせたような形、そういうふうな条件に合
わせたような形を探っていた中で、このポンプ
というものに行き着いて現在に至っているとい
うことと思います。

以上です。

議長 課長、今質問の趣旨が調査等もしていま
すか、今までやったというのは聞きましたけれ
ども、そこを聞いているので、その辺ちょっと
答えてください。

観光商工課長 調査等というのは、なかなかでき
ていないというふうに思っております。まず、
そういう条件に合わせた形でどういうポンプが
そこにふさわしいかというようなところでの判
断だというものです。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 温泉用深井戸水中ポンプの取得
に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方
は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ
とに決定しました。

続いて、日程第7、議案第2号 除雪ドーザ
の取得に関し議決を求めることについてを議題
とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号
除雪ドーザの取得に関し議決を求めることにつ
いて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万
円以上の財産取得であることから、地方自治法
第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に
付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、取得する財産、除雪ドーザ（14トン級、
車輪式、サイドスライドアングリングプラウ・
ロータリ除雪装置付）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、4,730万円。

4、契約の相手方、岩手県北上市相去町平林
27番45、日本キャタピラー合同会社北上営業所、
所長、千田富孝。

参考までに、納期は債務負担行為を設定し、
令和8年3月27日とするもので、指名業者は町
外4者、入札は1月23日に実施したものであり
ます。

以上で提案理由と内容について説明を終わります
ので、ご審議の上、原案のとおりご決定くだ
さいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 納入期限が令和8年の3月27日、来年の
3月ということで、実質使えるのが来年の次の
次のシーズンになると思うのですけれども、以
前ロータリ除雪機の購入の際にもアタッチメン
ト等はなかなか申し込んでもないというような
ことだったのですけれども、現在使っている車
両で耐用年数等あると思うのですけれども、先、
先に申し込んでおかないと来ないという事情が
あると思うのですけれども、現場でこの機械に
関してうまく来年、次のシーズンになるような

状態なのですけれども、現在の機械で十分に対応できているのかという点についてお伺いします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

今回の契約の経緯からちょっとお話をさせていただきますと、11月の臨時議会においても多少お話をさせていただいたところではありましたが、今回対象となった機械は、昨年の5月に入札を予定しておいた機械でございまして、令和6年度に契約をして、6年度中に納品をさせていただきたいという思いで進めてきたところでございましたが、5月の入札の折に町外4者を指名したところですが、残念ながら納期については年度内の納品は不可能であるといったことから、全て辞退をされました。その結果、入札は中止になったといった経緯がございます。

ただ、令和6年度においては、国からの補助金もありましたので、11月臨時議会において説明をさせていただいたとおり、専用ロータリ車を前倒しをして契約を行い、契約について議決をいただいたところでございました。

その後、来年度の補助対象として、5月入札がかなわなかった今回の除雪ドーザにアタッチメントとしてロータリーをつけた機械について購入をすべく、12月定例会において債務負担行為をお認めいただいたところでございまして、今回入札をして、12か月以上の納期を持って入札に挑んだところでございます。その結果、入札者がありましたので、落札者がございましたので、契約をさせていただいたということになります。

現在資材の高騰も含めて納期が非常に長くなっている状況でございますので、特にアタッチメントタイプのロータリーについては、アタッチメントの機械とドーザ自体がそれぞれ別々のメーカーが造られておりまして、最終的に

それを1つにした上で調整を図った上、車検も取って納品となります。非常に時間がかかるということでございますので、今後もこの傾向は変わらないものだと考えておりますので、除雪機械の更新については、そこら辺も含めて今後は更新計画も見直していかなければいけないなというふうに考えているところです。

機械につきましては、どうしても来年の3月以降の納品になりますから、令和7年度シーズンについては間に合わないということはそのとおりでございますが、現在の機械、劣化はしておりますけれども、何とか整備をしながら対応できるものだというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 除雪ドーザの取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本臨時会の全ての議事を終了しました。

これをもって第13回西和賀町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前10時44分 閉 会